

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科
原子力専攻使用施設
平成27年度(第3回)保安検査報告書

平成28年2月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要

- (1) 保安検査実施期間
- (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容

- (1) 基本検査項目
- (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果

- (1) 総合評価
- (2) 個別検査結果
- (3) 違反事項（監視すべき事項を除く。）

4. 過去の違反事項（監視すべき事項を除く。）に対する事業者の措置状況

5. 特記事項等

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

平成27年11月24日（火）

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 栗崎 博

原子力保安検査官 八幡 廣志

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目

① 核燃料物質の貯蔵管理の状況

② 放射線測定及管理及び放射線測定の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「核燃料物質の貯蔵管理の状況」及び「放射線測定及管理及び放射線測定の実施状況」を検査項目として資料確認及び聴取等により検査を実施した。

その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 個別検査結果

別添2参照

(3) 違反事項（監視すべき事項を除く。）

なし

4. 過去の違反事項（監視すべき事項を除く。）に対する事業者の措置状況

該当なし

5. 特記事項等

なし

平成27年度第3回保安検査日程

月 日	11月24日(火)
午前	●初回会議
	○放射線測定及管理及び放射線測定の実施状況
午後	○核燃料物質の貯蔵管理の状況
	●チーム会議
	●まとめ会議 ●最終会議

注) ○ : 検査項目 ● : 会議等

個別検査結果(1/2)

1. 検査実施日

平成27年11月24日

2. 検査項目

核燃料物質の貯蔵管理の状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1章 総則

第2条(適用範囲)

第4章 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作

第8条(規定対象物質の貯蔵管理)

第9条(臨界管理・立入管理)

第9章 使用施設等の巡視、点検及び検査等

第20条(規定対象物質の貯蔵に係る巡視及び点検)

第21条(規定対象物質の貯蔵に係る施設設備の施設の定期的な自主検査)

4. 検査結果

核燃料物質の貯蔵について、貯蔵設備に貯蔵し、施錠管理されているか、また、貯蔵施設の設備について、巡視、点検及び定期的な自主検査が実施されているか検査した。

その結果、貯蔵設備で施錠して管理していること、貯蔵設備について巡視、点検及び定期的な自主検査を実施していることを「原子炉施設等保守作業記録」、「核燃料貯蔵庫立入りの際の点検表」等の資料及び聴取により確認した。具体的な確認事項は以下のとおりである。

- ・核燃料物質については、既に日本原子力研究開発機構に全て払出ししており、保有していないこと。
- ・原子炉本部長は、貯蔵箱について、年1回の定期的な自主検査で、外観上有害な変形、損傷がないことを確認させ、その結果を専攻長に報告するとともに、核燃料取扱主務者に通知していること。
- ・貯蔵庫出入口扉の開閉をテレビカメラにより機械監視し、また、その機械監視設備に異常のないことを1日1回以上巡視、点検していること。
- ・原子炉本部長は、貯蔵庫に立ち入って点検させる場合には、事業所内で

指定した放射線業務従事者2名以上で立入らせて点検を実施させていること、また、貯蔵庫及び貯蔵箱は確実に施錠していること。

上記のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし

個別検査結果(2/2)

1. 検査実施日

平成27年11月24日

2. 検査項目

放射線測定及管理及び放射線測定の実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第8章 放射線測定器の管理及び放射線の測定

第18条 (放射線測定器の管理)

第19条 (放射線の測定)

第21条 (規定対象物質の貯蔵に係る施設設備の施設の定期的な自主検査)

4. 検査結果

保安規定で定める放射線測定器について定期的な自主検査及び点検校正が実施されているか、放射線測定器の老朽化していることを踏まえて対応しているか、また、放射線測定の実施状況について検査した。

その結果、放射線測定器のうち、放射線モニタについて定期的な自主検査が実施され、サーベイメータ等の放射線測定器については点検校正が実施されていること、また、経年劣化を踏まえて対応していることを「原子炉施設等保守作業記録」、「放射線管理記録」、「弥生施設巡視点検記録」等の資料及び聴取により確認した。

具体的な確認事項は以下のとおりである。

- ・ 定期的な自主検査の実施計画について、自主検査工程表を作成し、それに基づき検査の進捗が管理されていること。
- ・ 放射線モニタ（ γ 線エリアモニタ、中性子エリアモニタ、スタックダストモニタ、スタックガスモニタ等）の定期的な自主検査の性能試験として、電氣的試験、線源による感度試験の確認については外注して実施し、業者の作業に当たっては職員が現場で立ち会い計画に沿って作業がされていることを確認していること。また、線源校正、プラトー及び計数効率の確認については、放射線管理職員が基準線源等を用いた点検校正を実施していること。これらの結果については、原子炉本部長が専攻長に報告、核燃料取扱主務者に通知していること。
- ・ 保安規定に定める、ハンドフットクロスモニタ、サーベイメータ、ガス

フローカウンタ及びGMカウンタの点検校正については、放射線管理職員が年1回以上の点検を行うとともに基準線源等を用いた点検校正を実施していること。

- ・ 同上放射線モニタは、連続測定（スタックモニタは換気系作動時）し、チャート紙に記録されていること。また、バックアップとして、放射線モニタ計算機システムによりデータを収集し、毎日、計測値を帳票出力していること。
- ・ 放射性物質の空気中濃度、線量当量率及び表面密度の各測定を上記の点検校正済みの放射線測定器であるカウンタ及びサーベイメータ等を用いて実施していること。
- ・ 放射線測定器について、経年劣化を考慮して、10ヶ年保全計画書を作成し、計画的に更新を実施していること。

上記のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし